

滋賀県市町村職員研修センター議会の定例会の回数を定める条例

[平成 14 年 5 月 10 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 18 号]

滋賀県市町村職員研修センター議会の定例会の回数は、年 2 回とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成 14 年 12 月 31 日までは、定例会は招集しないものとする。